

## 東京都自転車安全利用推進計画協議会設置要綱

令和 7 年 6 月 23 日付 7 安総総第351号

## (目的)

第 1 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成25年東京都条例第14号）第 8 条 第 1 項に規定する自転車安全利用推進計画（以下「計画」という。）について協議するため、東京都自転車安全利用推進計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 協議会は、計画の策定又は改定について協議するものとする。

## (組織)

第 3 協議会は、会長及び委員をもって組織する。  
2 会長は、都民安全総合対策本部総合推進部長をもって充てる。  
3 会長は、協議会の会務を総理する。  
4 委員は、別表に定める都の関係部局の職員及び自転車に関する団体の職員であって会長が委嘱する者で構成する。

## (設置期限)

第 4 協議会の設置期限は、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

## (任期)

第 5 委員の任期は、委嘱した日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

## (意見聴取)

第 6 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## (庶務)

第 7 協議会の庶務は、都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課において処理する。

## (補則)

第 8 協議会は、公開で行うものとする。ただし、議事において個人のプライバシー、企業秘密及び法令等による公開禁止の情報を取り扱うことが予定される場合、座長は、委員の承認を得て、議事の全部又は一部を公開しないことができる。  
2 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 23 日から施行する。

## 東京都自転車安全利用推進計画協議会構成員名簿

会長
都民安全総合対策本部 総合推進部長
委員
都市整備局都市基盤部 街路計画課長
都市整備局都市基盤部 交通プロジェクト担当課長
環境局環境改善部 自動車環境課長
産業労働局商工部 大型店環境調整担当課長
建設局道路管理部 安全施設課長
教育庁指導部 指導企画課長
警視庁交通部交通総務課 交通安全担当管理官
警視庁交通部交通規制課 交通規制担当管理官
国土交通省東京国道事務所 副所長
特別区自転車対策主管課長会幹事長
東京都市交通安全事務連絡協議会幹事長
東京都自転車商協同組合 理事長
(一社)自転車協会 事務局長
(一社)自転車駐車場工業会 理事長
東京都商店街振興組合連合会 事務局長
(一社)日本民営鉄道協会 運輸調整部長
東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部 企画総務部 経営戦略ユニット チーフマネージャー
(一社)日本損害保険協会 関東支部 事務局長
東京商工会議所 地域振興部長
(一社)東京バス協会 常務理事
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会 常務理事
(一社)東京都トラック協会 常務理事